

大阪府立中河内救命救急センターにおける医療事故の状況について

平成 27 年 10 月 31 日

大阪府立中河内救命救急センターでは、平成 25 年 4 月 1 日改訂しました「大阪府立中河内救命救急センター医療事故公表基準」（以下「公表基準」という。）に基づき、当センターにおいて発生した医療事故について公表することとしています。

公表基準は、府民の皆様には府立の病院の医療情報を積極的に提供することで、医療の透明性を高めるとともに、医療の安全管理に資することを目的に制定したものです。

このたび、平成 27 年度上半期に当センターにおいて発生した医療事故について公表いたします。

■ 平成 27 年度上半期（4 月～9 月）医療事故の状況

(1) 発生件数（レベル 3b 以上）

レベル	患者影響レベルと内容	件数
3	当該行為を原因として、患者のバイタルサインに変化が生じ、新たな治療や処置が必要となった場合	—
	b 濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）	0
4	当該行為等を原因とする後遺症が残る可能性が生じた場合	—
	a [軽度～中等度の障害] 有意な機能障害や美容上の問題は伴わない	0
	b 「中等度～高度の障害」 有意な機能障害や美容上の問題を伴う	0
5	当該行為等が原因となって患者が死亡した場合 （原疾患の自然経過によるものを除く）	0
合 計		0

○ 医療事故の定義

医療事故とは、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、次の 2 つに区分される。

① 医療過誤＝過失のある事故
医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起きたもの

② 過失のない医療事故
医療従事者・医療機関の過失がないにもかかわらず起きたもの

また、患者や見舞客が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない施設や設備の使用・管理上の事故も医療事故に含むものとする。

なお、医療従事者が被害を受けたものは、含まない。

(2) 公表する医療事故の内容と患者影響レベル
27年度上半期分（4月～9月）

事故の内容	患者影響レベル				合計
	3b	4		5	
		a	b		
薬剤に関する項目					
輸血に関する項目					
治療・処置に関する項目					
医療用具（機器）の使用・管理に関する項目					
ドレーン、チューブ類の使用・管理に関する項目					
検査に関する項目					
治療上の場面に関する項目					
その他					
合計	0	0	0	0	0